

1. 件名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所廃棄物管理施設の事業変更許可申請に係るヒアリング（13）

2. 日時：令和4年9月8日（木）13時30分～15時30分

3. 場所：原子力規制庁10階会議室（TV会議により実施）

4. 出席者：

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門

金子安全規制調整官、立元管理官補佐、中澤安全審査官

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

高速炉・新型炉研究開発部門 大洗研究所

環境保全部 マネージャー 他1名

安全・核セキュリティ統括本部

施設保安管理課 マネージャー 他1名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料1 大洗廃棄物管理事業変更許可申請対象条文の確認及び理由
（② 有機廃液一時格納庫の使用の停止、 β ・ γ 固体処理棟Ⅲの有機溶媒貯槽を新たに液体廃棄物の受入れ施設に変更）

提出資料2 大洗廃棄物管理事業変更許可申請対象条文の確認及び理由
（③ 廃液処理棟の化学処理装置等の使用の停止）

提出資料3 大洗廃棄物管理事業変更許可申請対象条文の確認及び理由
（④ 共用設備に係る記載の見直し及び移動モニタリング設備の削除）

提出資料4 大洗廃棄物管理事業変更許可申請対象条文の確認及び理由
（⑤ 固体廃棄物減容処理施設用の施設外への通信連絡設備の明確化（構内一斉放送設備の追加含む））

原子力規制庁からの配付資料

大洗研究所廃棄物管理事業変更許可申請に対する確認事項一覧

以 上

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

時間	自動文字起こし結果
0:00:03	規制庁の中澤です。これから本日のヒアリングを開始したいと思います。よろしくお祈いします。
0:00:12	本日資料としまして、
0:00:17	審査対象条文の資料と、あと気象データの
0:00:21	件の回答をいただいております。いると思いますがそれで、実はよろしいでしょうか。
0:00:29	はい、こちら原子力をイマイです。
0:00:34	申請対象条文、資料番号資料1-1から4-1までを準備しております。
0:00:41	また各本部です、気象データの方の資料を提出させていただきます。よろしくお祈いします。はい。よろしくお祈いします。
0:01:02	アップせ、
0:01:26	規制庁中澤です。それでは、審査対象条文の資料についてですけども、戻ったところだけで構いませんので、簡単に説明を願いできますでしょうか。
0:01:43	はい原子力をイマイです。
0:01:45	それでは

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:01:48	申請対象条文の資料について説明させていただきます。これはまず、変更許可に関わる大きく 5 項目の変更がございまして、
0:02:00	そのうち一つ目でございます外部事象に対する設計方針の変更に関わる
0:02:07	申請対象条文の確認につきましては、8 月 4 日のヒアリングでご説明させていただきました。
0:02:15	本日は残り 4 件につきましてご説明させていただくものでございます。
0:02:20	資料につきましては、は、資料番号を右上資料 1-1 からですね 4-1 という資料で四つに束ねてございます。
0:02:32	まず、二つ目の項目でございます。有機廃棄格納庫の使用の停止、e B a y 高本台処理棟 3 の有機溶媒貯槽を新たに液体廃棄物の受け入れ施設にする。
0:02:42	変更、これに関わる説明としまして資料の 1 をご説明させていただきます。
0:02:48	この資料 1-1 につきましては、
0:02:52	まず、
0:02:53	第 2 条の遮へい等をからですね。
0:02:57	許可基準規則を並べておりまして、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:03:00	申請対象条文かどうか凡例で丸三角×で識別しておりますのでその理由を記載してございます。
0:03:08	これが通しページで4ページまででございます。
0:03:13	その後ろにつきましては、そのエビデンスとしまして資料1-2としまして、
0:03:20	市許可の新旧対照表を付してございます該当箇所を代表として付しております。
0:03:28	これは既許可変更前の左側に、
0:03:32	4月に申請させていただきましたものを、変更後というところで代表をしまして、変更箇所を下線でお示ししているものでございます。
0:03:45	まず資料1。
0:03:47	-1でございますが、
0:03:50	まず、この〇〇三角×の凡例でございますが、変更がないものにつきましては8月4日の外部事象に対する設計方針の変更でも同じでございますが、変更がないところにつきましては、
0:04:05	確認が不要であると考えておりますのでバツとをさしていただいております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:11	変更があるものを企業可能評価等から結果に変更がないものについて、 三角としてございます。
0:04:21	本資料を今日ご説明いたします。二つ目の、この有機廃液、廃棄処理等 の化学処理装置、
0:04:31	共用施設、それから通信連絡いずれもですね、
0:04:37	0判例で言いますと0であります。適合の確認が必要なものについては ないと考えておりました、
0:04:44	すべて三角の評価、いわゆる許可の評価等からの結果に変更がないもの に整理されると考えております。
0:04:55	まず、
0:04:57	代表的なところでご説明いたしますと、資料1-1、1ページ目ござい ますが、
0:05:03	遮へい等を
0:05:07	管理施設の直接線スカイシャイン線に関わる線量。
0:05:13	遮へいその他適切に措置を講じたものでなければならないというところ にしまして、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:18	当該変更につきましては、既許可におけます β γ 固体処理棟 3 の有機廃液を処理する工程それから処理量を処理能力等、
0:05:30	これについて変更するものではございません。
0:05:35	この直接線スカイシャイン線の評価条件というのを変更するものではないということから、遮へい設計、これを変更するものではなく、この
0:05:46	結局評価等からの結果に変更がないと、そのように整理しているものでございます。
0:05:53	以下閉じ込め機能につきましても同様でございます。
0:05:58	火災、
0:05:59	頭ん以下同じでございます。
0:06:03	閉じ込め機能につきましては、 β γ 固体処理棟 3 の有機廃液をすすする工程処理量処理能力もこれを変更するものではないと。
0:06:12	いうこと。
0:06:13	変わらないというところでございますね。
0:06:16	また火災投入損傷の防止ですとか地盤に関わるところでございますが、
0:06:22	β γ 固体処理棟 3、新たに受け入れ液体廃棄物の受け入れ施設になります β γ 固体処理動産について、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:29	ここの火災防護ですとか地盤の支持力の設計が変わるものではないと。
0:06:35	いうものでございます。
0:06:37	以下同じような形で整理をしてございまして、
0:06:44	いずれも
0:06:48	処理量を並びに工程ですね、これが変わるものでないから、買い物、そういうところから変わらないというところ。
0:06:57	それから、
0:06:59	通しページ 3 ページでございます。
0:07:03	左側の 12 条、で、設計最大評価事故時の放射線障害の防止でございますが、
0:07:13	こちらについても、大きく下におけます β γ 固体処理棟 3 の、
0:07:19	設計最大評価事項に対する設計を変更するものではない。
0:07:23	結城廃棄資格の項を使用停止するものでございますけども、廃止するまでのプロセスを踏まえて評価におけるインベントリー、これ保守的に与えたままとしておりますため、既許可と変更はないということでございます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:39	以下このような整理を行いまして通しページ 4 ページまで整備したものでございます。
0:07:47	資料 1-2 でございますが、
0:07:50	まず、本文に関わる変更で、当該変更。
0:07:56	この塩野 900 近くの方の使用の停止。
0:08:00	有機溶媒貯槽を新たに受け入れ施設にする変更、ここに関わる部分の新旧を、
0:08:05	列挙しているものでございます。
0:08:09	本文の変更が、
0:08:12	は、
0:08:14	通しページで、続いていきますが、
0:08:21	使用の停止に関わる変更ですから、
0:08:23	受け入れ施設になりますので、
0:08:27	通しページ 8 ページでございますが、
0:08:29	結城は 1 からことをしているものにつきまして有機溶媒貯槽と、
0:08:33	そこに記載を変更しているものでございます。
0:08:36	このような変更がございまして、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:41	本文の変更がございます。
0:08:47	そして、
0:08:49	21 ページ、通しページ 21 ページからですね、添付書類 5 の、
0:08:55	各条文の基準鉄鋼の説明におきましても変更点。
0:08:59	これを先ほどの通しページ 1 ページから 4 ページのところですね。
0:09:04	この変更に関わる部分の代表をですね、
0:09:11	この添付資料として今つけさせていただきます。
0:09:15	通しページ 21 ページ、下パターン、ここでは今第一条というふうにご ざいますが、
0:09:22	この下の通しページのところ、下の大下付のページを見ていただきまし てどの条文の変更かというところが、わかるようにちょっとしているも のでございます。
0:09:36	第一条の変更ではですね、22 ページ、
0:09:40	21 ページでは、
0:09:44	有機廃液四角の 5 というところが削除されるというところの表の変更が ございまして、
0:09:51	22 ページでも同様に、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:54	記載が変更になります。ここで受入れる新たな受け入れ施設として表が追記されると。
0:10:01	いう変更がなされるというところを、新旧の形でお示ししているものがございます。
0:10:15	はい。ええ。
0:10:17	代表的なところを各条文から抜粋した新旧をを並べております。
0:10:26	資料 1-1 の説明については以上でございます。
0:10:34	このような形で、よろしければ、資料 2-1 以下ご説明を続けさせていただきますがよろしいでしょうか。
0:10:43	規制庁中澤です。はい。功刀。
0:10:47	一旦区切らせていただこうと思いますので、まず紙資料 1-1 について、規制庁かわから何かございますでしょうか。
0:12:11	とかいうのを、
0:12:30	規制庁の竹本です。
0:12:32	これまでのヒアリングでやりとりがあったかもしれないんですけど改めて確認をさせてください。
0:12:39	様々なところからなんですけど、有機廃液一時格納 5 っていうものは、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:47	衛藤。
0:12:49	ハピアの名前ですか、それとも中にある施設。
0:12:53	設備の名前ですか。
0:12:56	はい減少行為休まず施設の名前でございます。
0:13:01	有機廃液一時格納庫という施設の中にはいろいろな設備があるんですか。
0:13:11	原子力イマイです。いえ、設備はもちろんございますが、
0:13:21	主要な設備としましては、
0:13:23	格納
0:13:24	同じ格納庫があるという整理をする整理になっておりまして、
0:13:28	わかりやすいところで申しますと、資料1-1の、
0:13:32	通し番号を右下21ページ、5でございます。
0:13:38	左側に、
0:13:40	20ページから21ページでございます。
0:13:47	施設等主要な設備、それから受け入れ施設処理施設管理施設、来た液体分の整理の星取表が、他にございまして、
0:13:56	21ページの左側、上に行き技師格納庫という施設がございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:04	はい。はい。来てる分です。今回使用を停止するのは、施設としての有機廃液一時格納庫ですか。それとも設備としての格納庫ですか。
0:14:17	はい、あの施設としての原子力カマイです。施設としての有機廃液一時格納庫でございます。
0:14:25	規制庁のタツモトです。
0:14:27	了解しました。
0:14:29	そうしたときに、許可の登録はどうするのか、許可とか炉規法上の登録はどうするのかっていうところを確認したいんですけど。
0:14:39	その資料 1-1 の 6 ページ目の本文の対象廃棄物管理施設の位置というところでは、有機廃液一時格納庫、
0:14:49	の施設自体も削除します。
0:14:52	と言っている一方で、
0:14:57	等一部使用停止みたいな記載のところもありますよね。
0:15:07	いや結局、はい。図面でもいいんですけど、例えば 14 ページ目の第 1 図では、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:14	格納庫っていうものは残したままで、米印で使用を停止するっていうような表現なってるんですけど、この炉規法の登録は、この格納庫はどうしたいんですか。
0:15:27	はい、原子力高イマイです。はい。
0:15:30	まず、労基法上は、融解近くの方については、
0:15:36	記載を削除外というふうに考えております。
0:15:42	今事前記載どうのこの前にまずこの格納庫を導入したいのかっていうのを確認したいんですけど、中身の設備については、
0:15:52	取り外します、何々撤去します、建屋自体は残しておきますっていうものなのか、もう、建屋も含めて壊しますっていう話なのか。
0:16:04	その格納庫の扱い、今後の扱いを教えてください。
0:16:10	はい。原子力をイマイです。
0:16:13	結城改革の方向、大野大仲にございます。放射性廃棄物等をすべて除染し撤去し、
0:16:25	使用停止しまして、建物自身は、
0:16:30	廃止措置、伊東大野を段取り、見通しがつき次第、解体提供していくと考えてございますが、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:39	中身については、何もなくなるというものでございまして、何もなくなるといいますのは、
0:16:47	放射性物質等々が付着してるものについてはすべてなくなる状態になりまして、
0:16:55	いわゆる一般施設のような扱いになると、を整理しております。
0:17:03	規制庁勝又です。
0:17:04	了解しました。中身の設備については、後段の工認の中で、使用停止の工事を認可して、工事をして、
0:17:15	中身については綺麗にします。もう建屋については、もう汚いものがないので、事務棟みたいな扱いで、炉規法上の縛りはないけれども、
0:17:26	原子力機構として、その廃止措置の段階まで持っておくという位置付けでよろしい。
0:17:32	はい、原子カイマイですはいその通りでございます。
0:17:35	規制庁タツモトです。
0:17:37	そうしたときに、その本番上、申請書どう書くかという話なんですけど、衛藤最初にもう名前を消す。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:46	この6ページ目で、結城はい。一時格納庫っていうのがされると、その後、その有機廃液一時格納庫括弧使用停止っていうところの整合性がとれてるんですかね。
0:18:02	はい原色をイマイです。
0:18:04	はい。
0:18:05	図面上をあえて残しておりますのは評価上入れてる部分が保守的に入れてる部分がございます。その理由は、
0:18:15	まだいわゆる配送値になってないということも含めて、
0:18:19	また除染期間ということもございますので、今の段階では、これをいわゆる注記を付す形で、図面においては、残すと。
0:18:32	評価してる部分について、明確化するということをしてございます。
0:18:37	ただもちろん本文その他については、投票除外されますので、記載を削除すると、そのように整理しているものでございます。
0:18:51	とそこの考え方はそれでいいのかっていうところは、ちょっと審査資料として残して欲しいんですけど、今の説明があったような考え方に基づいて、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:03	ここの部分は記載します。ここの部分は使用停止しますっていうところを、先ほどの考え方と一緒に、説明資料で残してもらえますか。
0:19:16	はい。原子力イマイです。承知しました。ただいま口頭で申し上げました中身につきまして、説明資料としまして、改めてご提出するようにいたします。
0:19:28	規制庁タツモトです。
0:19:30	今回一時、
0:19:32	だから使用停止すると、一次格納方が、今まで何をしていたのかっていうところ、今まで何をしていたのかってのはこの申請書許可取ってる中身ですね。
0:19:42	ところを確認したいんですけど、この液体廃棄物の処理だけではなくて、
0:19:48	今回の1の資料の資料だと、11ページね、11ページ目には、気体廃棄物の廃棄施設を備える。
0:19:58	で気体廃棄物の処理ができそうなよりも見えるし、その下の固体廃棄物の廃棄施設を収容するっていう固体廃棄物をやっているようにも見えるし、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:08	お手元のこの一時格納庫では、何ができるものだったんですか。
0:20:16	はい。原子力をイマイです。
0:20:18	はい。あと結城は1画の項、
0:20:21	につきましては、
0:20:24	ちょっと先ほども見ていただきました表の通り受け入れ施設でございます してきた廃棄物の受け入れ施設、
0:20:31	でございますそれは、通しページ7ページの、
0:20:35	左側の結果、下線に記載があります通りでございます。
0:20:41	で、この施設の中に、
0:20:44	いわゆる換気が関係がございますので、そのための気体廃棄物施設、そ れから廃棄物を置く。
0:20:56	場所を備えておりますので、
0:20:58	固体廃棄物し、答えの廃棄施設を備えると。
0:21:04	いうようになってございます。
0:21:06	主たる目的は、有機廃液をこれを受入れるための、
0:21:12	容器を備えた施設でございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:19	規制庁タツモトですと液体の有機廃液を受け入れるにあたって期待なり 答えないの廃棄物が出るので、その期待にこたえなりの終了する。
0:21:33	ていうものも、許可上担保してたっていうご説明ですか。
0:21:38	はい。原子力イマイその通りでございます。
0:21:41	今回この一次格納深良データ岩盤処理棟3に行くに当たって、
0:21:48	液体については、
0:21:51	資料N o 8 ページ目ですか。
0:21:54	液体の受け入れとして、一時格納庫から有機溶媒貯槽に行く。
0:21:59	わかりました。先ほど一時格納庫から出る気体とか固体っていうのは、
0:22:04	今の許可状を、このβγの有機溶媒貯槽では担保してるんですか。
0:22:13	原子力をイマイです。
0:22:14	はい。この有機溶媒貯槽を、を備えておりますのが、今のこの8ページ でもございますが、βγ固体処理棟3というところに設置してありま す。
0:22:26	このβγ固体処理棟さん。
0:22:28	には、同様に、北井の廃棄施設等がすでにごございますので、
0:22:36	そこを流用、そこを使うことになります。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:43	規制庁タツモトです。ちょっと評価上も β γ の衛藤処理棟さんの方でも、気体固体の收容ができるというご説明ですね。
0:22:53	はい。既許可そこは記載されておりまして担保されてございます。
0:23:09	全体はまずわかりましたありがとうございます。
0:23:17	規制庁タツモトです。すいません今のところも、もともとの一時格納庫では何を担保していて、っていうのは液体の受け入れだけではなくて期待にこたえ、やってますとか、あとは放射線計測とかでしたっけ。
0:23:30	今消してきてるのが、10 ページ目ですか、放射線管理施設とか、
0:23:35	そういうところにも、許可で縛ってたんだけど、今後、データがもう処理棟さんでやる時には、すでに許可この部分で読めるので、荒谷江藤。
0:23:48	設ける必要はないとかそこら辺を説明さしてもらっていいですか。
0:23:53	はい。原子力イマイです。承知しました。その中身がわかります資料準備いたします。
0:24:11	規制庁タツモトです。
0:24:12	ここ、最初に戻って条文整理表にいくんですけど、メーター番の処理等は、液体の受け入れだけの施設であって、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:23	処理とか管管理。
0:24:27	とか、処理施設管理施設ではないというご説明ですか。
0:24:43	はい。原子力機構ショウジです。
0:24:46	ご質問ありましたβγ固体処理棟さんについてはですね、許可上処理施設に位置付けられておりますので、
0:24:54	いわゆるβγ固体廃棄物のですね処理施設となって、焼却装置等を有している。
0:25:02	有してることによってその廃棄施設とかですね、
0:25:07	固体廃棄物の廃棄施設とか、そういうものもあわせて、許可上、
0:25:12	持っているものでございます。
0:25:15	規制庁タツモトです。ごめんなさい。今の今の許可上の話ではなくて、今回変更する部分についてお尋ねしてるんですけど、一時格納庫については、液体の受け入れ施設です。
0:25:28	受け入れということだったんですけど、今回の変更で、βγの処理3処理棟さんですか、は、変更部分としては、液体の受け入れだけが変更になるという理解ですか。
0:25:43	はい。原子力イマイです。はい。その通りでございまして、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:46	資料 1-1 の 20 ページ G の変更後のところに表がございまして、 β γ 固体処理棟さんに一緒に設備として有機溶媒貯槽を入れまして、
0:25:58	その受入施設としていきたい、おまるをしておりますこの変更になります。
0:26:06	はい。衛藤規制庁タツモトです。
0:26:08	そうしたときに、今の条文整理表でいくと、
0:26:13	例えば 3 ページ目の処理施設、第 13 条、
0:26:18	三角になるのはなぜですか。
0:26:37	はい。原子力をイマイです。
0:26:41	と、
0:26:42	処理施設が
0:26:51	えーとですね。
0:26:53	β γ 固体処理棟 3 ではですね、もともと有機溶媒
0:26:58	有機配布資格農家から受け入れた、有機溶媒を受入れるものになっておりまして、設計そのものは、記載がございません。ただ、有機を、
0:27:10	バイオ受け入れるというような記載の、
0:27:13	文言の変更がですね、ちょうどありますので、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:18	そのために、マルか三角かということで、設計に影響がないため三角というふうにとっといたしました。
0:27:29	すみません、ちょっと補足させていただきまして、すみませんちょっと今その13条に関わるちょっと新旧が、ちょっと割愛してしまったものですからちょっとそこが見えておりません。
0:27:45	規制庁タツモトです。受入れるってことは、処理イコール処理施設なんですか。
0:27:56	原子力イマイです。受け入れて処理するというような、
0:28:01	要望の記載の適正化がございましたので、変更をしております。
0:28:08	そのためにここについては、三角としたものでございます。
0:28:17	同じ並びですけど、4ページ目の十七条で廃棄施設がまた三角なんですけど、この排気質が三角なのはなぜですか。
0:28:32	はい、原子力イマイです。
0:28:35	はい。
0:28:35	いうまずこちらは、有機廃液近くの方に備えている、
0:28:45	廃棄施設がなくなることから、記載の変更がございます。
0:28:50	そのために、ご参画といたしました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:56	なるほど。今の理由では、
0:29:01	あんまりそれが読み取れなくてですね。
0:29:07	このまず廃棄施設第 17 条では何が変わるのか。
0:29:11	それに対して、
0:29:15	何が変わらないので、三角になるのか。
0:29:20	その辺が今理由からだとわかりにくいんですよ。
0:29:24	なので、ちょっと全体、適合性の理由の部分もちょっと、
0:29:30	該当するものが何で、それに対して、
0:29:34	影響がないから三角なのかとかそこら辺わかるようにしてもらってもいいですか。
0:29:41	原子炉プール水ショウジしました。ちょっとまずどのように変更になるのかというところで、それに対して、条文適合に照らし合わせて、
0:29:51	評価とどうなのかというところが、わかる、それはちょっと記載にちょっと見直しをさせていただきます。
0:30:22	あ、成長カネコです。
0:30:26	資料 1 の一位の第 2 条の遮へい法のところろうなんですけど、
0:30:36	これ、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:37	影響するとすればね、この有機溶媒貯槽、一次加工の方から、夕張調査が移動になったっていう、秋になるところはここだけなんですけど、
0:30:49	法令がその車検設計に影響を与えていない、という本町はね、ちょっと審査会合の資料を見てもよくわからないし、
0:30:58	今回もらった資料でもわからないし、これこれこうなんか。
0:31:03	御説明とかしていただいていますか。
0:31:12	原子力イマイです。
0:31:14	過去ご説明させていただきました資料につきましてはもうすでに目を通していただいておりますし、須賀。
0:31:23	許可全体の変更に対して、
0:31:28	左側に条文を並べまして、
0:31:31	設計方針の変更があるかないかというところの適用等のための設計方針をご説明した資料がございまして、それはもうすでに審査会合の参考資料としてつけているものでございまして、
0:31:43	ここで、この資料をご説明する時に、は、ご説明申し上げたことになり ます。今、ここでちょっと大乘を遮へい等についての説明がちょっと読 めないというお話。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:58	ございますので、ちょっとそこについては、ちょっと資料として、ちょっと中不十分ではないと考えますので、
0:32:05	ちょっとその辺りご説明できる資料をですね、改めて準備したいと考えます。あのね、同じ、
0:32:13	同様にね、航空機落下だとか、火災防護とか、そういう評価者、
0:32:19	について影響はないでしょう、ないんでしょうけど、何でないのかっていう、
0:32:27	があったのかもしれませんがちょっとその過去の資料でわからないので、同様にちょっと準備していただけますでしょうか。これ多分、既許可の段階の説明の時にどういう評価をしていてっていう一連の資料と、
0:32:38	その中で、一次格納を、ここがどういう位置付けであったかということ、そして今後変更の土肥結城北條層が変わり増額して、位置付けられるけども全然影響ないんですよっていうのはそういうのがわかればいいんで、
0:32:55	それら評価物を一式ちょっと見せていただくことができますかね。
0:33:02	はい、原子力マイです。はい。ご準備いたします。
0:33:05	はい、わかりました。移動者は以上。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:15	ちょっと、
0:33:16	いう所。
0:34:13	規制庁カネコD数、
0:34:16	今回の一連の資料ですね、
0:34:20	記載の、
0:34:22	適正化レベルなんかもあるかもしれませんがかなり細かい内容についてその事実関係の確認を行ったところあるんです。
0:34:30	例えばですね、有機溶媒貯槽にライニングってあるんですかとかですね。
0:34:36	例えばですよ。廃液施設の年間受け入れが8000円から4000円に減りますけどもこの4000、J M T Rの冷却水が4000立米なのですか。例えばですよ。
0:34:48	そういうかなり細かいのはいくつかあっていうかかなりあるんで、これについては我々から文書で出しますので、それに対する回答という形で返してもらってもいいですかね。
0:35:01	はい、原子力イマイです。はい。承知しました。対応いたします。はい。それは後日ナカザワ経由ですね、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:11	ちょっと、
0:35:23	あ、すみません、ナカザワ系か何かでですね紙で質問事項を出しますの で、本日ここ、
0:35:29	ヒアリングなんかでご回答いただければ、
0:35:31	ヒアリングや、ヒアリングご回答いただければと思いますので、よろし くお願いします。
0:35:38	原子力賠償しました。
0:36:18	規制庁金子です。ちょっと細かい話ではないんで、1点確認です。
0:36:26	これはね資料の2-1から、
0:36:29	まだやってない、すみません、後であります。
0:36:44	すいませんなんか
0:36:47	資料2の一井、ちょっと確認をしますと資料2-1のですね、ここちょ っと、
0:36:56	19ページ。
0:37:04	19ページにですね解釈第2項第3号についてっていうくだりがあります よね。これは新添付書類5の一部になるんですかそれとも、
0:37:16	いわゆるまとめ資料になるんですか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:21	原子力イマイです。
0:37:23	添付書類 5 の、
0:37:27	後についておりましたまとめ資料ではございません。
0:37:29	いや補正整理した後もう添付資料の一部として、申請者の一部として提出されるということで理解でいいですね。
0:37:38	はい原子力安はいその通りでございます。はい、わかりました。
0:37:53	規制庁タツモトです。すいません、今資料 2-1 の話になりましたけど中身の変更の中身が、②の一時格納庫の使用停止等、
0:38:05	③の化学処理装置使用停止かぶってくるので続けて資料 2-1 のコメントを出してもいいですか。
0:38:15	林横井の S はい、変えませんが、よろしくお願いします。
0:38:34	規制庁の中澤です。資料 2-1 の A 棟ですね。
0:38:39	うちの 3 ページのところ、
0:38:42	なんですけれども、
0:38:43	第 13 条第 1 号のところですかね、受入れる放射性廃棄物を処理するために必要なよ能力を有する者っていう要求のところなんですけれども、
0:38:56	これは三角 2、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:00	なっているのは、
0:39:06	今回、クダウン。
0:39:08	液体廃棄物の処理する設備に何でしょう。を追加したりとか、変更することがないから、三角ということなんですか。
0:39:25	原子力イマイです。
0:39:26	はい 13 兆、
0:39:30	でしたでしょうか。ちょっと今、もう一度確認して 13 条につきまして は、
0:39:35	はい。
0:39:36	こちらについて
0:39:39	通しページで申しますと、22 ページからその新旧の石井様がちょっとご ざいますので、
0:39:47	24 ページ 25 ページまで、
0:39:51	化学処理装置が、使用の停止を行います使用停止を行いまして、
0:39:59	またあわせてスラッチ、凍結融解ソース良知層というところが、
0:40:04	使用の停止に伴いまして 6 号から外れると。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:09	これに伴いまして年間処理量が変わります。それが 25 ページの一番上の表のところでございます。
0:40:18	このような変更がございますので、
0:40:21	ここの第 13 条の条文について、参画と、そのようにさせてそのようにいたしました。
0:40:30	規制庁中澤です。ありがとうございます。
0:40:33	ただ今回はですね
0:40:37	北井君、廃棄物の処理量を減らす方向の変更なので、
0:40:43	処理量が処理可能ができる、処理できる量が減ったとしても、
0:40:50	発生発生量と比較して十分に処理できるかっていう確認は、
0:40:55	必要なんじゃないかなと思ってまして、ここは 0 なんじゃないかなと思ってるんですけども、いかがでしょうか。
0:41:08	原子力をイマイです。
0:41:10	まず、我々の考えとしましては、
0:41:14	J M T R から発生いたしますろう 事例学生を処理する装置、この化学処理装置がなくなると。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:24	J M T Rにつきましては廃装置伴いまして、この一次冷却水というのがなくなると。
0:41:32	いわゆる発生も等々を処理するものが合わせてなくなると、いうことから、これについて
0:41:41	このように考えてございます。
0:41:45	そのため既存の廃棄所、蒸発装置 1 というのはこれまで通り、発生元から受け入れたものを処理するという流れが変わりませんので、
0:41:58	ここについては、評価は変わらない、そのようにちょっと考えたものでございます。
0:42:23	そう。
0:42:42	J M T Rから持ってくるのか、そこら辺は申請書上出てこないからですね、わからないんだよね。
0:42:52	こんな運用の運用の話なのかわかんないけど、話説明するんじゃなくて、
0:42:57	適合性のところは、
0:43:05	ところの要はこの 10 ページの、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:35	規制庁中澤です。運用面で、面で育てることっていうことは理解したんですけれども、
0:43:43	えっとですね、申請書上、
0:43:51	発生する廃棄物に対して、十分に処理できる能力を有しているか。
0:43:56	自分の処理能力があるか。
0:43:59	ていうのは審査会合で説明してはいただいているんですけど、
0:44:04	ちょっと、
0:44:07	古閑。
0:44:12	といたしますか。
0:48:03	規制庁タツモトです。今の J M T R の受け入れの部分で、資料 27 ページ。
0:48:11	ね。
0:48:12	のところは添付書類
0:48:15	の第 13 条のところ、(3) で、J M T R 4000 立米っていう、
0:48:21	上がってる。
0:48:22	の話がありますと、
0:48:26	本文に戻って、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
 発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:29	9 ページの 20 ページで、
0:48:32	その最大処理能力とか、受け入れ施設の主要な設備とかっていうような表が出てくるんですけど、
0:48:38	4、J M T R の 4000 っていうのは、この表上どの辺に出てくるんでしょうか。
0:48:50	原子力をイマイです。
0:48:53	はい。今 9 ページ表で申しますと、廃液処理棟の年間処理量、
0:49:00	この 9400 から 5400 のここう 2、
0:49:05	なりまして、
0:49:14	J M、確かにちょっとこの表ではですね J M T R ルー、いわゆる発生由来の記載まではちょっとしてないのでちょっとこの表ではちょっと見にくいところがございます。
0:51:00	原子力をイマイです。ちょっと補足、追加説明させていただいてよろしいでしょうか。
0:51:07	はい。お願いします。
0:51:11	はい、現職イマイです。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:13	はい今化学処理装置の使用の停止に伴って廃液が発生する廃液について 廃棄物管理施設で処理できるのかというところを加藤を考えております。
0:51:25	それについては、
0:51:27	廃棄物管理施設では今後、施設から発生する液体廃棄物についての年間 調査というのを、毎年行っておりまして、
0:51:38	想定される発生量というのを把握してございます。
0:51:42	またその発生量等を処理量を比較してですね、
0:51:48	これは具体的な廃棄物発生地 1 と、こういうものなんですけども、処理 能力が 1 日当たり 21 立米。
0:51:56	M I G 3 立米なんですけど、これを使って、今後発生する年間発生水予定 量というものが処理できるというところを確認してございます。
0:52:15	ちょっと今、一応補足でございました。
0:56:57	規制庁タツモトです。
0:56:59	すいませんちょっと申請書の見方を教えて欲しいんですけど、資料の 9 ページ目。
0:57:05	資料 2-1 の 9 ページ目。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:57:07	表があって、この年間処理量っていうのは、年間1年間で処理できる量を記載しているという理解でよろしいですか。
0:57:20	はい、原子力機構、原子力イマイですはい。その通りでございます。はい。表の一番右側に最大処理能力っていうのがあって、
0:57:30	最大、
0:57:33	何かちょっと違うところの処理能力1時間当たり10立米っていうのを、24時間掛ける365日とかにして、下の30日とか1立米とか足し合わせると、9410名になる。
0:57:47	という計算でいいですか。
0:58:03	激し六甲イマイです。
0:58:07	最大処理能力、毎時飯野立米に対しまして1日8時間で、
0:58:15	あとは実装日数をかけ、
0:58:18	ところから、年間処理量を、が算出されます。
0:58:24	それから、
0:58:34	規制庁タツモトありがとうございます。その下の潮流施設とかは、最大処理能力が、
0:58:41	2009名。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:58:44	この 2000 立米 500 立米と 9410 名。
0:58:49	との関係は、
0:58:51	どうあのような感じですか。
0:59:32	原子力をイマイです。
0:59:34	はい。まず下の個票、第 1 表の下にございます廃液貯留施設 排水管施設。
0:59:43	ございます。それぞれ貯槽を有してございまして、
0:59:48	その貯槽に入る量が 200 立米 500 立米でございます。
0:59:56	これは、いわゆるタンクの量、
1:00:01	この処理は
1:00:03	いわゆるフローを、といたしますか、受け入れては送り出す受け入れた送り出すという形になります。
1:00:10	年間の処理量としましてはこの上にあります廃液処理廃液処理棟と同じ。
1:00:17	5400 立米、9400 なり、5400 立米なり、になります。
1:05:05	規制庁タツモトです。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:05:07	衛藤資料先ほどの資料1の一井もそうなんですけど、資料2-1でも、1ページ目からは抜き始まる適合性の説明の判例。
1:05:19	丸三角×ですね。
1:05:23	3、
1:05:24	バクについては、そもそも確認が必要ない、ないもの。
1:05:30	参画については、
1:05:33	確認したんだけど、結果に影響がないもの。
1:05:37	というふうを読むんですけど、そうすると丸の確認が必要なもの。
1:05:43	との整理がちょっとつかなくて、
1:05:46	今の三角は確認したんだけど変化変更がないというこの理解は正しいですか。
1:05:57	原子力をイマイです。
1:06:00	ええ。
1:06:01	確認し、
1:06:02	確認した結果、変
1:06:05	行がないというところとちょっとニュアンスは合ってるのか。
1:06:13	どうなのかなんですけどもは、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:06:15	タクシーこちらとしては、
1:06:18	判例の記載ありますように評価等に結果に変更がないという観点で、三角としてございます。
1:06:26	なぜ変更箇所があるかないか、それから変更箇所があったとしても、既許可の評価等の結果に変更がない。
1:06:34	従って参画と、ちょっとそのようにさせていただいております。
1:06:38	竜巻のときにつきましてはさらに変更がございますので、
1:06:46	基準適合性の数、観点からの説明、確認が必要である。そういったことから0と言うように、さっきの8月4日の説明滝樫の件ではさせていただきました。
1:07:04	藤。
1:07:07	マル三角。
1:07:09	ですかね。衛藤。
1:07:12	いまいち言いたいことが、
1:07:15	わからないので、
1:07:17	参画についてもさっきも言った通り確認してると思うんです。
1:07:22	確認した結果、結果2編、後、変更がないもの。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:07:27	D0については、
1:07:30	確認して、
1:07:32	その設計変更があるものなのか、適合性の説明が必要なものとかになる のか。
1:07:40	そこら辺、
1:07:41	わかるようにしてもらっていいですか。
1:07:47	はい減少行為ですはい。まず、確認した結果、このような記載、それか ら理由について書いております。
1:07:58	確認した中に、ですねどのように変更があって、先ほどご指摘ございま したけども、どのような変更があって、それに対応。
1:08:08	それを確認して、
1:08:10	それに対して影響のあるやなしやというところを結論づける記載、この ように、理由のところを記載を改めると、そのようなことでよろしいで しょうか。
1:08:22	規制庁タツモトです。都丸さん学閥自体の判例ももう少し、
1:08:27	区分はわかりわかりやすくして欲しいんですけど。
1:08:32	わかりました。承知しました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:08:35	現状※です。では判例につきましても、今申し上げた観点での判例だということの方がわかるように、合わせて記載を見直しいたします。
1:08:45	すいません、金子です。ちょっと今の話、しつこくてすみませんけど、
1:08:53	記載方針に変更があるものは、丸と三角っていう理解でいいですか。
1:09:04	横尾イマイです。
1:09:06	まずはいその通りでございます。変更がないものがばつとね。
1:09:11	記載一切の変更がないものがバツリ、
1:09:17	阿部城間です。
1:09:20	はいまず、
1:09:22	新旧という観点では軽微な番号の繰り上げ、繰り下げですとか、記載の適正化ですとかそういったところがございますけども、
1:09:32	今この 02030405 をそれぞれに該当する変更があるかないかという観点で、なければ、バツとをさせていただきます。
1:09:45	何かその事実関係の変更とかね、設備が変更になったとそういう変更内容を伴って記載の内容が変更になったものは丸と三角ね、そういう理解でいいんですよね。
1:09:58	はい。はいその通りでございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:10:00	ちょっとね、具体的に、
1:10:03	例えば、
1:10:06	いうことだな、資料2-1であれば、
1:10:15	通しページのう。
1:10:18	8ページ。
1:10:20	なお、
1:10:24	変更前カッコdのセメント固化装置のところにある化学処理装置から発生するスラッチ及び
1:10:33	で変更がこの記載がなくなっているんですけど、
1:10:36	これは変更の自立関係をもって記載が変更になっているので、三角。
1:10:47	はい原子カイマイです。うん。じゃね、これがね、0になる変更っていうと、
1:10:53	どういう変更になるんですか。
1:10:59	原子力をイマイです。
1:11:03	0の変更をにつきましては、
1:11:08	いわゆる
1:11:11	評価と、いわゆる評価の結果に影響がない。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:11:16	ものが三角でございまして、評価に関わる変更があるものをこれを0としております。
1:11:25	評価の結果の評価って何を言ってますか。
1:11:33	原子力をMS、許可に記載のございます設計方針設計方針の説明の中で、設計仕様設計条件等を述べてございます。
1:11:44	それらの評価に関わる部分の記載でございます。
1:11:49	具体的には、
1:11:52	化学処理装置、例えば、すいません今資料2-1でございますが処理装置。
1:12:01	では、
1:12:03	この後
1:12:05	スラジ層というものを有してございましてそこにイベントリーを与えて、
1:12:10	スカイシャイン線直接線の評価を許可の中で行ってございます。
1:12:16	今回、この1ページ目、資料2-1の1ページ目の第2条のところでございますが、
1:12:26	そこについては、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:12:28	いわゆる化学処理装置ですとかすら地層の記載について変更、削除という形での変更がございます。
1:12:38	しかし、評価、インベントリを与えたまま評価自身については残してございます。
1:12:45	それがわかるように、記載、許可の中では、注記を飛ばしまして、保守的にインベントリーの評価のために、保守的に、
1:12:58	以下処理装置なりスラッチそうなりを記載を残すというように先ほど結城林格納庫でも、
1:13:05	表の中で、補償飛ばしまして、
1:13:08	重機を飛ばしまして残してございます。そのような形で、評価、インベントリに係る評価を変えないと。
1:13:18	このような形をすることによって、
1:13:21	効くかの設計、それから評価に変更がないと。
1:13:26	をしているものでございます。
1:13:29	これについては、三角というものでございます。
1:13:34	もしこれをインベントリーをなくして、完全に評価を1からやり直すとなりますと、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:13:43	基準適合の確認が必要であるということから0になると考えております。
1:13:49	今回の残り4項目についてはそれに関わる部分はないというふうに整理してございます。
1:13:58	はい、了解ですわかりました。
1:15:45	規制庁タツモトです。江藤。化学処理装置、今回提出する各処理装置についても、先ほどの一時格納庫と同じよう、
1:15:54	な確認をしたいんですけど、まず化学処理装置が入っている建屋はどこになるんですか。
1:16:06	はい。原子力高イマイです。
1:16:09	はい。これは、
1:16:10	廃液処理等々、
1:16:12	いう建物の中に、いくつか液体を処理する設備がございまして、その中の一つが化学処理装置でございます。
1:16:27	規制庁タツモトです。資料の14ページ目だと、管理機械等ってのも出てくるんですけど、
1:16:33	この管理機械等にも化学処理装置はあるんですか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:16:40	はい、原子力をイマイです。
1:16:43	まず
1:16:46	かとですね。
1:16:49	この管理機械等に今 14 ページでできますのは、フードというものでございまして、このフードは管処理装置の一部と、
1:17:00	いうように、整理を今回するものでございます。もう少しご説明しますと、廃液処理棟の中に、いくつか液体を処理する設備がございましてその中に化学処理装置がございまして、
1:17:16	その化学処理装置の中には、
1:17:19	凝集沈殿槽等など幾つか設備がございましてその中に分析フードというものを有しております。これが未許可でございまして、
1:17:29	ただこの分析フードについては、
1:17:34	4 機ございましてそのうち三つは、管理機械棟というところに設置してございまして、
1:17:43	この分析フードについては、今回使用の停止をしない、いわゆる残すものでございまして、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:17:53	そうしますと、化学処理装置に紐づいていました分析フードを、が、いわゆるを紐づくところがございません。なくなってしまうので、
1:18:04	廃液蒸発装置 1 という別の装置に紐づけて、紐づけて、
1:18:11	分析フードは引き続き残すとしてございます。
1:18:16	この際にですね、今、
1:18:19	が、いわゆる図面、配置図でございますけども、
1:18:28	ここで、
1:18:30	化学処理装置にくっついている分析フードという表現から、
1:18:35	廃液蒸発装置にくっつく分析フードと言うように、その名称を変えたものでございます。
1:19:21	小穴です。
1:19:24	併せて、
1:19:26	規制庁タツモトですいません。ちょうど音声がかれてしまったんですけど名前が変わるだけという理解でよろしいですか。
1:19:33	原子力高イマイです。はい。それということで、その通りでございます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:19:43	で規制庁タツモトです化学処理装置については、炉規法上許可上の扱いとしては、
1:19:50	処理装置を名前から外したいんだけど、評価上用いているので、
1:19:59	本文とかの名前から削除してるんだけど、
1:20:05	図面とかには入れておく。
1:20:08	ていうのは先ほどの衛藤一時格納庫の整理と同じという理解でよろしいですか。
1:20:15	はい。
1:20:16	原子力をイマイです。
1:20:18	はい。その通りでございます。
1:20:21	まず、6 評定を、この化学処理装置というものは除染をし、使わなくなりますので、
1:20:30	記載について名称等を削除されていきます。
1:20:34	ただ一部、インベントリの評価についての部分につきましては、
1:20:41	まだ廃止措置等が終わっていませんので、そういったことを踏まえまして保守的にインベントリはそのままとするために、一部注記を付して明確化して、記載を残すものでございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:20:55	規制庁タツモトです。わかりました。
1:20:57	あと先ほども、補足説明資料の提出をお願いしましたけれども、この件についても同じように整理して、説明資料にしてもらってよろしいですか。
1:21:08	はい。原子力イマイですはい、承知しました。
1:21:50	規制庁タツモトです。資料の 15 ページ目、2、気体廃棄物の概要図があって、変更前は、化学処理装置が入っていて、
1:22:04	変更後はこれがただ抜けてるんですけど、この気体廃棄物の、
1:22:11	処理についての説明っていうのは、
1:22:17	これまであったんですか。
1:22:24	原子力をイマイです。
1:22:27	気体廃棄体廃棄物処理に関わる御説明は、
1:22:34	まだ増しきちんとをさしていただいてないかと
1:22:39	考えております。
1:22:41	ただ
1:22:43	考え方は先ほどの雪は 1 画のことを一緒にございまして、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:22:47	今法規評価の左側の系統図にございます化学処理装置そのものがなくなりますので、いわゆる換気に関わる部分の気体廃棄物というものが発生しないということから、
1:23:00	この系統図から削除をされることとなります。
1:23:10	あ、規制庁タツモトです。
1:23:12	これも同じお願いになるんですけど、もともと化学処理装置としては、何。
1:23:21	液体廃棄物の受け入れ、
1:23:23	受け入れなんですかね、だとかために、気体廃棄物、
1:23:27	そことも
1:23:30	この系統図なりなんなりに入ってたけれども、
1:23:35	今のところではもう廃液蒸発装置 1 ですか。
1:23:39	でもは、
1:23:41	結局は取れてるので問題ないっていうような説明も加えてもらっていいですか。
1:23:48	はい原子カイマイですはい。ショウジました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:23:51	先ほどのご出席コメントを従いましてちょっと他の部分につきましても同様に合わせて、説明はちょっと読んでわかるようにですね、ちょっとさせていただきます。見直させていただきます。
1:24:33	規制庁建物です。すいませんこれ形式的あら一修正お願いになるんですけど、資料の17ページがちょっと文字が読めなくて、
1:24:42	読めるもの。
1:24:45	出野差し替えをお願いします。
1:24:50	原子力を1イマイです。
1:24:52	大変失礼しました。ちょっと
1:24:56	ちょっとツーアップになっていてつぶれているものももとの解像度があまりよくないものについてはちょっと改めて、本日お持ちしました資料を確認しまして、
1:25:06	差し替えさせていただきます。
1:25:20	はい。今つぶれてるもので分析フードっていうのが、
1:25:24	土岐許可では、
1:25:27	ちょっとごめんなさい文字読めないんですけど、三つぐらい丸がついていて、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:25:32	新しい方だと。
1:25:35	二つぐらいに丸がついてるように見えるんですけど、
1:25:39	まずそこは合ってますか。
1:25:49	はいは、結構有名です。
1:25:51	大変ちょっと見にくくて今申し訳ありません。
1:25:54	まず、三つから二つになる、なります。
1:26:00	この後理由がですね、すいませんちょっと今備考欄には化学処理装置の使用の停止に伴う記載の変更のみに書いておりますので、ちょっとそこがわかりにくくなっておりますが、
1:26:14	いわゆる
1:26:18	一般廃棄物Cという区分につきまして、強化上削除することを、この化学処理装置の変更に伴いまして合わせて行います。
1:26:30	このOCの取り扱いについては分析フードで処理すると、をしておったものから、処理機能について丸が付してございました。
1:26:40	この取り扱いがなくなることからですねこの処理機能については、丸がなくなるといふ変更でございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:26:54	規制庁タツモトです。了解しました。見えるようにしてもらった時に合わせて備考欄も適正化してもらえればと思います。
1:27:03	原子力原子カイマイ捨象しました。ちょっと合わせて全体を、備考欄の記載についても、ちょっと再度確認させていただきます。
1:27:52	規制庁中沢です。資料 2-1 の方については、こちらからのコミカワ出 尽くしたようですので、
1:28:00	資料 3-1 と 4-1。
1:28:03	023-1 ですかね。
1:28:05	まず資料 3-1 について、簡単に要点のご説明をお願いします。
1:28:14	原子力をイマイです。
1:28:16	はいまず、この資料 3-1 につきましては、供試設備に係る記載の見直し等、移動モニタリング設備の削除に関しまして、
1:28:26	同じ考え方で、マル三角×をを表現してございます。
1:28:33	ポイントとなりますところは 8 泊数がないんですが、
1:28:38	2 ページ目の
1:28:42	ところを共用設備に関わる記載が変更ございます。ここは変更がござい ますが所管を明確化にする記載の変更でございますので、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:28:54	協会におけます安全機能に対する考え方設計方針ですね。
1:28:59	こちらについて変更するものではないと、このような観点から参画等をしてございます。
1:29:05	また、3 ページ目の下でございます。
1:29:10	放射性管理設備の第 16 条のところにおきまして移動モニタリング設備について記載を削除をしてございます。
1:29:19	ここにつきましては、いわゆる具体的なモニタリングカーでございますが、
1:29:24	これは所の運営防災設備、原子力安全防災設備、
1:29:31	として整理をするものでございましてすみませんちょっと今、
1:29:36	正しく申し上げますと原子力事業防災業務計画におけます、原子力防災資機材と、
1:29:42	というような位置付けで整備するものでございますので、このまた、
1:29:50	菊川におけます婚礼モニタリング設備で、放射性物質の濃度及び線量監視する設計というところの変更がないということから、参画と、
1:30:00	そのようにしているものでございます。
1:30:03	資料 3-1 についての説明は以上でございます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:30:17	規制庁タツモトです。
1:30:19	これまで衛藤今回共用すると言っている、来た、来てモニタリング設備、加入電話設備、構内一斉放送設備、
1:30:31	ワー
1:30:32	許可上、本文とかこれまでも登録はされてるんですか。
1:30:44	原子力おる米です。
1:30:50	本文、
1:30:53	ではですね。
1:30:56	こちらの記載は、中、
1:31:01	ございます。
1:31:11	添付書類のみになります。
1:31:21	規制庁タツモトです。
1:31:23	添付書類は、今の資料上、
1:31:27	こういう登録してましたっていうのは、10 ページ目ですかね。
1:31:35	はい、横尾今井です。はい。10 ページ目これは第1条のところでございます、各申請設備、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:31:44	安全機能のホシトリがございまして、そこで安全機、共用設備に関わる表がございまして、ございます。
1:31:56	そこについての今回の記載の
1:32:02	品ん見直し適正化、それから、
1:32:05	11 条通すページ 11 ページでございますけども、ここでの記載の明確化というものでございます。
1:32:15	規制庁タツモトですと、今までどう登録してましたかっていう確認はしたいんですけど、今、許可本文ではありませんでした添付にありますか添付ではどう書いてたんですか。
1:32:27	といったときに、10 ページ目を見ると、
1:32:31	固定モニタリング設備ってのはあるんだけど、
1:32:38	加入電話設備とか、構内一斉放送設備ってのは入ってなかったように見えるんですけど、
1:32:44	不許可で登録してたといえるんですか。
1:33:23	原子カイマイです。
1:33:26	ちょっとすみません確かに、
1:33:29	ちょっとお手元の資料では、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:33:37	ちょっとその記載内容の確認がちょっとちょっとすべてで聞いているものが ちょっとお手元にございませんで、
1:33:48	その分は入ってて、ちょっと今、知らないんであれば、遠いマーカの 段、今の許可申請図書上をどのように登録してるのかっていうのを、ま たヒアリングで教えてもらっていいですか。
1:34:07	はい。元執行上、はい。結構イマイですはいいたします。
1:34:11	規定上タツモトです。あと何を気にしているのかっていうのと、今回は あくまでも共用っていうのを入れるだけであって、加入電話なり、こう いう内政放送なり、
1:34:25	新しく適合性を見る必要はないんです、もうすでに許可で見ているんで すっていうことを確認したい。
1:34:32	ていうところなので、それがわかるように、既許可の部分での、該当箇 所を教えてください。
1:34:43	はい、原子力イマイです拝承しました。
1:34:52	規制庁タツモトです。移動モニタリング設備については、これまで許可 図書上書いてたんだけど、
1:35:00	防災の関係での自主設備になるので、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:35:09	許可上外すという。
1:35:12	御説明ですか。
1:35:15	はい原子力をイマイです。
1:35:17	はい。その通りでございます。
1:36:23	規制庁タツモトです。
1:36:25	8 ページ目 2、添付書類 5 の
1:36:31	記載があるんですけど、
1:36:33	これ上から読むと、商用電源の受電設備、
1:36:37	所用系電源。
1:36:41	固定モニタリング設備とか、この左、左に医大の変更前に対して、
1:36:48	右が一そのものすごく増えてるように見えるんですけど、
1:36:53	この記載の考え方を教えてもらっていいですか。
1:36:59	はい。原子カイマイです。
1:37:02	はいここの第 2 項で今、
1:37:06	例えば、変更後で出てきます、携帯電話ファクシミリ等、
1:37:13	ございますけども、
1:37:15	これにつきましては、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
 発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:37:18	例えば9 ペイジーでございます。
1:37:23	これは同じく第11条の6 ページに該当する部分でございますけども、 そこであつておまして、一部表現として小割愛してる部分がございます。
1:37:37	そういったところの不整合を図る観点から、守れなく、ここの記載を並べているものでございます。
1:38:57	規制庁タツモトです。今の8 ページ目の変更後の赤い部分、
1:39:04	商用系電源から始まる部分について、それぞれの設備がすでに衛藤許可 上、
1:39:14	既許可でとれていて、それをただ適正化として記載するだけなんですっ ていうところは、
1:39:24	担保を取りたいので、何か説明資料、
1:39:28	出せますか。
1:39:31	はい原子力マイです。はい。先ほどの10 ページの欲しい本表のここ ろの合わせてですね。
1:39:39	し、記載の出典をご説明する資料。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:39:44	あわせてここについての今備考欄で、単なる共用設備に係る記載の見直しとしかちょっと記載ございませんので、
1:39:51	この上の段落につきましては、
1:39:55	新たなものではなくて記載の適正化という観点で変更したものの。
1:40:02	そしてこのうちでございます部分で、共用設備に関わる記載の見直しをしたんだと、ちょっとそのようなことがわかるようにすることと、補足説明資料をあわせて準備いたします。
1:40:35	規制庁中沢です。それでは続いて4-1の方も、簡単にポイントを説明お願いいたします。
1:40:46	はい昇降イマイです。
1:40:48	はい。資料4-1イでございます。
1:40:51	こちらにつきましては、
1:40:54	通しページ4ページ目の通信連絡設備等につきまして、記載の変更がございますので、ここにつきまして、参画と、
1:41:06	変更がございますが、記載の明確化でございますして、既許可にございます通信連絡設備に関する設計について変わるものではないと。
1:41:15	このように整理してございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:41:18	合わせて資料を後、6 ページ 7 ページでですね、当該変更箇所
1:41:25	添付書類 5 の
1:41:29	十九条をですね、こちらについて添付してございます以上です。
1:41:44	規制庁タツモトです。江藤先ほど資料 3-1 と同じようなコメントになるんですけど、この構内一斉放送設備についても、
1:41:54	これまでの既許可にどのように、
1:41:58	許可を取っていて、今回、明確化、
1:42:02	という観点だけなんですっていうのは、確認したい点なので、衛藤、今 6 ページ目で赤字で、構内一斉放送設備を設ける設計とするっていうふうな部分だけ見ると、
1:42:14	新しく設置しているようにも見えちゃうので、既許可での位置付けを説明した上で、今回はここを明確化しただけなんですってことがわかるような説明。
1:42:26	をお願いできますか。
1:42:34	はい。原子炉高イマイです。
1:42:37	はい。
1:42:38	ちょっとそのような方向で説明資料は準備させていただきます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:42:44	考え方としましてはもともと、
1:42:50	紹介の通信連絡について備えることというように、脇。
1:42:56	許可で記載がございますのでまずは本文の方にもございますので、それを踏まえて、明確化したものだということがわかるようにですね、そのような資料を構成いたします。
1:43:15	高本です。はい、ありがとうございます。
1:43:19	私から今後なんですけど、7ページ目、
1:43:25	これちょっと日本語だけの問題かもしれないんですけど、今赤字の部分で、
1:43:30	廃棄物管理施設用及び、
1:43:34	固体廃棄物施設用。
1:43:37	施設外への通信連絡設備を設ける設計とする。
1:43:42	これ何とか用のってというのがちょっとよくわかんないんですけど。
1:43:46	この通信連絡設備は、
1:43:48	どこに設けるんですか。
1:43:55	はい無症候イマイです。
1:44:00	まず、廃棄物管理施設用加古固体廃棄物減容処理施設を除くと、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:44:07	言っておりますのは、
1:44:09	場所としましては、いわゆる管理機械棟と言っております、ちょうど今画面で我々が見えております、この建物になります。
1:44:21	これと、
1:44:22	固体廃棄物減容処理施設、下廃棄物管理施設としては大洗の中の東側に一つ、飛び地でございます。いわゆるO W T Fと言ってるもの。
1:44:35	これ用の通信連絡設備。
1:44:39	を設ける設計
1:44:42	でございます。
1:44:46	このもともとの文章では、廃棄物管理施設として、事業所の、
1:44:52	外部と確実に通報連絡ができるものとする。
1:44:56	いう表現でございますので、場所、それぞれ、またそれが不2ヶ所に分かれているというところが読めない。
1:45:06	いう観点から、これを明確化するために、これを記載の適正化をするものでございます。
1:46:27	規制庁タツモトです。
1:46:30	要は言いたいことは、廃棄物管理施設等、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:46:36	O W T F だけの施設、2、
1:46:41	外部と連絡できるよう、通信連絡設備を設ける。
1:46:47	てことは言いたいですよね。
1:46:50	はい原子力をイマイです。
1:46:53	はい。その通りでございます、具体的には、現場指揮所と、を行って おりましてそこに
1:47:01	将来の通信連絡、事業所の外部等を通信連絡をするものを備える。
1:47:07	ものを、
1:47:08	でございます。
1:47:12	廃棄物管理施設としては、
1:47:15	コウタイ廃棄物減容処理施設をダブって分を含めて廃棄物管理施設でござ いますけれどもうち一つが、
1:47:22	遠いところでございますので、2ヶ所に分かれるというところを明確化 するものでございます。
1:47:29	はい。規制庁タツモトです。やりたいことはわかりました。
1:47:33	ただこのね、赤字部分っていうのは、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:47:36	私的にはちょっと読みにくいんですね、原子力機構の皆さんはこれを 読んだらすぐそれがわかるの。
1:47:42	もしれないですけど、
1:47:45	コメント、あくまでもコメントの範囲ですけど、廃棄物管理施設、
1:47:51	OWTF、
1:47:53	2、
1:47:54	施設場合、事業者の外部との通報が連絡できるよう設備を設ける。
1:47:59	いたら、この何とかいうて言うちょっとよくわかりにくいんですけ ど。
1:48:05	今一度ちょっと再検討してもらってもいいですか。
1:48:11	はい原子力イマイです。はい。
1:48:13	確かに何々をというよりも、どこどこに設けるという記載の表現の方が わかりやすいかなと考えます。ちょっとこちらについては検討いたしま す。
1:48:24	規制庁タツモトですありがとうございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:48:41	規制庁中沢です。今日気象の部分も用意していただけてるんですけど、ちょっと時間の都合もありまして、次回、お話を聞きできればと思います。
1:48:53	よろしいでしょうか。
1:49:00	はい原子力行為－承知しました。
1:49:03	はい。申し訳ありません。よろしいでしょうか。
1:49:05	違う。うちの1ですね佐藤さん。
1:49:07	佐藤さんは何でしたっけ。何か。
1:49:21	うん。
1:49:22	不明方に聞いてもらっていいですね。
1:49:25	うん、増えた箇所と力なのか、規制庁の箇所規制庁ナカザワです。では、本日のヒアリングを終了したいと思いますので、最後に、不明な点と何かございますでしょうか。
1:49:40	まずは小黑さんいかがでしょうか。
1:49:44	原子力をイマイです。いえ、特にございません。
1:49:48	ありがとうございます。続いて宮内さんいかがでしょうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:49:53	ミヤウチです特にありません。はい。ありがとうございます。大塚さんいかがでしょうか。
1:49:59	はい、大塚です。私の方からも特にございません。はい。ありがとうございます。では、本日のヒアリング終了します。ありがとうございました。大塚です。
1:50:10	ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。